

二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修（又は生活援助従事者研修）の修了者（以下「従事者」という。）が、要介護状態に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所

(2) 所在地 二戸市仁左平字横手2番地3

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士2名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 5名以上

訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

2 訪問介護員の員数は、介護保険法第74条第1項の規定に基づき、厚生労働省令の定めによるものとする。ただし、前項の員数は業務の状況に応じて増減できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間 0時から24時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生

労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証のとおりとする。但し、支給限度基準額を超えるサービスの費用は、全額を利用者負担とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 身体生活

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、二戸市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従事者は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第10条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の他必要な事項を記録するものとする

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (衛生管理等)

第11条 事業所は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人二戸市社会福祉協議会の会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。